

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	土地の掘削等の許可
根拠法令	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
条項	第27条第1項
法令の規定	<p>【河川法第27条第1項】</p> <p>河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（第26条第1項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。</p>
審査基準	<p>① 当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。</p> <p>② 当該土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p>
標準処理期間	20日
処分担当所属	各土木事務所
提出先	各土木事務所
相談窓口	各土木事務所
備考	